

発表日 令和7年7月20日（日）
川越町選挙管理委員会

◆案件名 投票用紙の交付誤りについて

◆担 当 川越町選挙管理委員会事務局 059-366-7113

1 内 容

参議院議員通常選挙の川越町第2投票区において、投票用紙の交付誤りが発生しました。

2 概 要

(1) 日 時 令和7年7月20日（日） 午前7時00分

(2) 投票所名 南福崎公民館投票所

(3) 経 緯

令和7年7月20日午前7時00分の開所直後、4人の有権者に選挙区と比例代表の投票用紙を取り違えて交付しました。4人の投票後に投票用紙交付係が誤りに気づきました。

4人が投票した票については、比例代表の投票用紙に選挙区の候補者名が記入されていた場合、選挙区の投票用紙に比例代表の候補者名または政党名などが記入されていた場合は無効となります。

3 原 因

投票事務に従事する者に対し、事務過誤のないよう事前説明会を行っていましたが、投票用紙交付前の確認を怠ったことにより、発生したものです。

4 今後の対応

町選管として、本事案の発生を受け、管内投票事務従事者に対し、適正な事務執行について再確認し、確実な投票事務を行うこと及び判断に迷う場合には管理者等への確認を徹底するよう指示しました。